

一、農民の一年間の食糧差押禁止法 獲得闘争に関する件

本部提案案

理由

収穫の秋を目前に控へぬ著しい従業者と販賣者も農民の額に不安の影が消えないのは何故であるか。それは今年六十数年来の累々のため非常に不作であるからといふばかりでなく積つた稻の殻んど半分を小作米の名の下に地主に取上げられんとするのであるからである。

農は國の礎であるとか大本であるとか口の先筆の先では云はれてゐても、實際に米を作る農民にはなかなか白い飯が喰へないと云ふのが農業者の瑞穀國の傍々農民の實状なのだ。苦しい生活を切り抜け柳がために及至るは文化的生活の追求から小作農業の要求を乞ふことするとき地主達は言がマ工のことのみ考へ頗る一徹にしてオイソレと要求を容れはくれない。はてば裁判所を動かし辯護費を使って米麦の差押を済すが如く暴挙を敢てするのだ。差押を受けて喰ふものがなくなつたら怨うなるが、仇くことが出来なくなるのは勿論のこと農民は飢死するより外に道はない。農民が飢へることは國の耻辱です所以である。だが而し日本の政局向は

國の本として地主たちを富ますといふことにあらねる様である。我々は現行法律の上に於て虚ぶを受け保護されは除外されてゐる。例へば民事訴訟法第百八十八条に依ると月給取りや軍人、神主、坊主等が没くる收入が一ヶ年三百円以下であるときは差押が出来ない事になつて居り三百円を越ゆるときはじめてその半額の差押が出来ることに保護されてゐるが我々農民は斯る保護から除外されてゐる。そこで我々は働く農民を除外した政治向へに反対し、先づ以て農民が自分で作つた米だけは自分で喰へる様にしなければならぬ。

而してこの主張をスルジヨア法律の上にも具体化し一人当り一ヶ年の食糧を一石九斗五合とし同格の副食糧を荷り農民の一年間の食糧差押禁止法を制定せしめねばならぬ。

実行方法

各部長会議とし未組織大衆をも勧説動員して署名運動を展開し尚そのための部落總会、村民大会等を開き運動の趣旨を徹底せどり、中央政府に法律の制定を要求する。